

【表紙】													
【提出書類】	訂正発行登録書												
【提出先】	関東財務局長												
【提出日】	2022年7月4日												
【発行者の名称】	フィンランド地方金融公社 (Municipality Finance Plc)												
【代表者の役職氏名】	Hannu-Pekka Ylimommo Senior Legal Counsel (上級法律顧問) Miia Palviainen Manager, Funding (資金調達部マネージャー)												
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田 中 収												
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業												
【電話番号】	03-6775-1000												
【事務連絡者氏名】	弁護士 田 中 収												
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業												
【電話番号】	03-6775-1025												
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	債券												
【発行登録書の内容】	<table><tr><td>提出日</td><td>2022年1月14日</td></tr><tr><td>効力発生日</td><td>2022年1月23日</td></tr><tr><td>有効期限</td><td>2024年1月22日</td></tr><tr><td>発行登録番号</td><td>4ー外債1</td></tr><tr><td>発行予定額又は発行残高の上限</td><td>発行予定額 6,000億円</td></tr><tr><td>発行可能額</td><td>570,098,000,000円</td></tr></table>	提出日	2022年1月14日	効力発生日	2022年1月23日	有効期限	2024年1月22日	発行登録番号	4ー外債1	発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 6,000億円	発行可能額	570,098,000,000円
提出日	2022年1月14日												
効力発生日	2022年1月23日												
有効期限	2024年1月22日												
発行登録番号	4ー外債1												
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 6,000億円												
発行可能額	570,098,000,000円												
【効力停止期間】	この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止しない。												
【提出理由】	発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである。訂正内容については、以下を参照のこと。												
【縦覧に供する場所】	該当なし												

- 注 本文中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。
- | | |
|--------------------------|---|
| 「発行者」または「公社」 | フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc) |
| 「保証者」または「地方政府保証機構」 | フィンランド地方政府保証機構
(The Municipal Guarantee Board) |

【訂正内容】

第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に追加・挿入される。

<フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2027年7月12日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50®連動デジタルクーポン 円建債券に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、本債券に関する「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。
本書中の未定の事項は2022年7月中旬頃に決定する。

1【売出要項】

売出人

会社名	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 四国アライアンス証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 愛媛県松山市三番町五丁目10番地1

売出債券の名称	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2027年7月12日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50®連動デジタルクーポン 円建債券（以下「本債券」という。）(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	（未定）円(注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	（未定）円(注2)	利率	(i) 2022年7月29日（当日を含む。）から2022年10月12日（当日を含まない。）までの期間：年（未定）%（年1.00%以上年6.70%以下を仮条件とする。） (ii) 2022年10月12日（当日を含む。）から満期償還日または（場合により）期限前償還日（いずれも当日を含まない。）までの期間： (イ) 評価日の評価価格が基準価格以上の場合 年（未定）%（年1.00%以上年6.70%以下を仮条件とする。） (ロ) 評価日の評価価格が基準価格未満の場合 年0.10% (注2)(注4)
償還期限	2027年7月12日(注5)	売出期間	2022年7月21日から 2022年7月28日まで(注6)
受渡期日	2022年7月29日(注6)		

申込取扱場所	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店 (注8)
--------	--

- (注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments)(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき2022年7月28日(以下「発行日」という。)(注6)に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。
- (注2) 上記の券面総額および売出価格の総額は、ユーロ市場で発行される本債券の券面総額と同額である。本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。上記仮条件は、市況により変更されることがある。
- (注3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中のユーロ・ストックス50®インデックスの動きにより、額面金額の100%または額面金額×最終評価価格÷当初価格により計算される円貨額により償還される。下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法」において定義されている。
- (注4) 本債券の付利は、2022年7月29日(当日を含む。)から開始する。なお、上記未定の利率は、仮条件の範囲外となることがある。「利率」において使用される用語は「2 利息支払の方法」において定義される。
- (注5) 本債券は、各期限前償還判定日のユーロ・ストックス50®インデックス終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 ユーロ・ストックス50®インデックスの廃止/計算方法の変更」および「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。
- (注6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。
- なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からAa1の長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からAA+の長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
- ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。
- 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- 本債券は、アメリカ合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

売出しの委託契約の内容

該当なし。

債券の管理会社

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナ ダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

振替機関

該当なし。

財務上の特約

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

本債券の投資に伴う主要なリスクとご留意事項

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

1. リスクについて

(1) 元本毀損リスク

満期償還の場合、本債券の償還金額は、最終評価日（下記「3 償還の方法」において定義される。）に有効なユーロ・ストックス50®インデックスによって決定される。この場合、本債券に対する投資金額を全額回収することができない可能性が生じる。

(2) 利率変動リスク

初回利息期間（下記「2 利息支払の方法」において定義される。）を除き、本債券の利率は、各利払日（下記「2 利息支払の方法」において定義される。）におけるユーロ・ストックス50®インデックスにより変動する利率が適用される。

(3) 償還期限に関するリスク

本債券の利息は、期限前償還日以後発生しない。このため期限前償還により、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

(4) 再投資リスク

期限前償還された場合、その償還金額や利息をその時点での一般実勢レートで再投資しても、本債権者は、本債券の投資利回りと同等の利回りが得られない可能性がある。

(5) 流動性リスク

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者、売出人およびそれらの関連会社等は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、本債権者は、本債券を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になりうる。このため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(6) 信用リスク

発行者または保証者の財務・経営状況の悪化により、本債券の利息または償還金額の支払がその支払期日に遅延する可能性、または支払されない可能性がある。また、発行者または保証者の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還期限前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行者または保証者への信用格付は、発行者または保証者の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また当該格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

(7) 価格変動リスク

本債券の評価価値および売却価格は、以下に掲げる様々な要因の影響を受ける。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

① ユーロ・ストックス50®インデックス

本債券の満期償還金額（下記「3 償還の方法」において定義される。）、初回利息期間以外に適用される利率および期限前償還の有無はユーロ・ストックス50®インデックスによって決定される。一般的に、ユーロ・ストックス50®インデックスが上昇すると、本債券の価値は上昇し、ユーロ・ストックス50®インデックスが下落すると、本債券の価値は下落することが予想される。

② 金利

本債券は円建てであるため、円金利の変動は本債券の価値に影響を与える。一般的に、本債券の価値は、円金利が低下すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

③ 予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数の変動の幅と頻度を表わす。ユーロ・ストックス50®インデックス、金利などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

④ 信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者または保証者の信用に対する投資家の評価により影響を受けると予想される。通常、かかる投資家の認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者または保証者に付与された格付が低下すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該格付に変更がなされなくても、発行者または保証者の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

⑤ 期限前償還判定日

期限前償還判定日の前後で本債券の価値が変動する可能性が高い。また、期限前償還判定日に期限前償還されないことが決定した場合は本債券の価値が下落する傾向があるものと予想される。

2.ご留意事項について

(1) 本債券の価格に影響を与えうる市場活動

発行者、売出人またはそれらの関連会社もしくはオプション提供業者等は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、ユーロ・ストックス50®インデックスの各構成銘柄およびユーロ・ストックス50®インデックス先物・オプションの売買またはそれらに関連する通貨スワップ、通貨先物取引を随時行うことがある。このような

取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の発行条件、利率、期限前償還の発生、満期償還金額等を決定する際のユーロ・ストックス50®インデックス、また本債券の評価価値および売却価格に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 租 税

将来において、本債券について課税上の取扱いが変更されることがある。現行法上の取扱いに関しては本書に記載されているが、詳細に関しては、会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

2【利息支払の方法】

- (1) 各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い計算代理人（以下に定義される。）により決定される利率（年率）で、2022年7月29日（以下「利息起算日」という。）（当日を含む。）からこれを付し、2022年10月12日をはじめとする毎年1月12日、4月12日、7月12日および10月12日（以下それぞれ「利払日」という。）に、各利息期間（以下に定義される。）について円貨で後払いされる。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (i) 利息起算日（当日を含む。）から2022年10月12日（当日を含まない。）までの期間（以下「初回利息期間」という。）については、年（未定）%で利息が付され、額面金額100万円の各本債券につき、2022年10月12日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。
- (ii) 2022年10月12日（当日を含む。）から満期償還日（下記「3 償還の方法（1）満期における償還」において定義される。）（当日を含まない。）までの利息期間（以下「変動利息期間」という。）については、2023年1月12日を初回とし満期償還日を最終回とする利払日（以下「変動利払日」という。）に、各変動利払日（当日を含まない。）までの3ヵ月間の期間についての利息（以下「変動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各変動利払日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人の単独かつ完全な裁量により以下に従って決定される。
- (イ) 関連する評価日（以下に定義される。）における評価価格（以下に定義される。）が基準価格（以下に定義される。）と等しいかそれを上回ると計算代理人がその単独かつ完全な裁量で決定した場合、かかる変動利払日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年（未定）%とし、かかる変動利払日に支払われる利息額は、各本債券につき、（未定）円とする。
- (ロ) 関連する評価日における評価価格が基準価格を下回ると計算代理人がその単独かつ完全な裁量で決定した場合、かかる変動利払日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる変動利払日に支払われる利息額は、各本債券につき、250円とする。

利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が関連する通貨による支払の決済を行っている日で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system)で、単独共有プラットフォーム(single shared platform)を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「利息期間」とは、利息起算日（当日を含む。）または利払日（当日を含む。）から直後の利払日（当日を除く。）までの期間をいう。

- (2) 本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、(i) 当該本債券に関して

その受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または(ii) 財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下に記載する通知日の5日後の日までに期限が到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）のうち、いずれか早い方の日まで、本項に従って（判決の前後とも同様に）継続して利息が発生するものとする。

利息期間が適用されていないすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される（1円未満を四捨五入して計算される。）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を除く。）までを計算する。

本「2 利息支払の方法」および下記「3 償還の方法」において以下の用語は以下の意味を有する。

「条件設定日」とは、2022年7月29日をいう。条件設定日が障害日（以下に定義される。）である場合は、当該条件設定日はその直後の障害日でない取引所営業日（以下に定義される。）とする。ただし、かかる条件設定日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合はこの限りでない。かかる場合には、(i) 当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず条件設定日とみなし、また(ii) 計算代理人は、各構成株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻（以下に定義される。）現在の取引所（以下に定義される。）の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だったユーロ・ストックス50®インデックスを算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目のユーロ・ストックス50®インデックス終値を決定する。

「計算代理人」とは、（未定） またはその承継人をいう。

「構成株式銘柄」とは、ユーロ・ストックス50®インデックスに含まれる株式銘柄をいう。

「基準価格」とは、当初価格の80%に相当するユーロ額(小数第3位を四捨五入する。)をいう。

「障害日」とは、	(i)スポンサー（以下に定義される。）がユーロ・ストックス50®インデックスの水準を公表することができない（ただし、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、かかる事由がユーロ・ストックス50®インデックスの中断（下記「ユーロ・ストックス50®インデックスの廃止／計算方法の変更」に定義される。）の発生を生じさせると判断する場合を除く。）、(ii)関係取引所（以下に定義される。）がその通常取引セッションの間取引を行うことができない、または(iii)市場混乱事由（以下に定義される。）が生じている取引所営業日をいう。計算代理人は、発行者および財務代理人に対し、その状況下で実務上合理的に可能な限り速やかに、障害日でなければ条件設定日、評価日、期限前償還判定日または最終評価日であった日に、障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の発生の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。
「早期終了」とは、	構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所における取引日（以下に定義される。）の予定終了時刻（以下に定義される。）前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)当該取引日の取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と(ii)当該取引日の評価時刻における執行のために取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までにかかる取引所または関係取引所が発表している場合を除く。
「ユーロ」とは、	EC条約に従った単一通貨を採用する欧州連合の加盟国の法定通貨である、ユーロをいう。
「取引所」とは、	構成株式銘柄について、計算代理人が決定するユーロ・ストックス50®インデックスの構成株式銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所をいう。
「取引日」とは、	(i)スポンサーがユーロ・ストックス50®インデックスの水準を公表し、かつ(ii)関係取引所においてその通常取引セッションにおいて取引が行われる取引所営業日をいい、関係取引所が予定終了時刻よりも早く終了する取引所営業日を含む。
「取引所障害」とは、	市場参加者が全般的に(i)取引所における当該構成株式銘柄に関する構成株式銘柄、または(ii)関係取引所において、ユーロ・ストックス50®インデックスに関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する（計算代理人により決定される。）事由（早期終了を除く。）をいう。
「ユーロ・ストックス50®インデックス」とは、	ユーロ・ストックス50®インデックス（価格：ユーロ）（以下「ユーロ・ストックス50®インデックス」または「ユーロ・ストックス50®」と称することがある。）を指し、スポンサーにより生成および公表され、ブルームバーグ・コードSX5E<Index>（またはユーロ・ストックス50®インデックス（価格：ユーロ）を表示する目的でかかるサービスのかかるページに代わるその他のページ）に表示される。詳細については、下記「ユーロ・ストックス50®に関する情報」を参照のこと。
「ユーロ・ストックス50®インデックス終値」とは、	取引所営業日の評価時刻現在のユーロ・ストックス50®インデックス水準（以下に定義される。）をいう。ただし、下記「ユーロ・ストックス50®インデックスの訂正」および「ユーロ・ストックス50®インデックスの廃止／計算方法の変更」の規定に従う。

「ユーロ・ストックス50®インデックス水準」とは、取引所営業日において、スポンサーにより計算され公表されるユーロ・ストックス50®インデックスの水準を参照して、かかる取引所営業日に計算代理人が決定する、ユーロ・ストックス50®インデックスの水準（ユーロで表示される。）をいう。ただし、下記「ユーロ・ストックス50®インデックスの訂正」および「ユーロ・ストックス50®インデックスの廃止／計算方法の変更」の規定に従う。なお、計算代理人により計算され決定されるユーロ・ストックス50®インデックス水準については、小数第2位まで使用するものとする（小数第3位を四捨五入する。）。

「スポンサー」とは、ストックス・リミテッド（以下「ストックス社」という。）またはユーロ・ストックス50®インデックスに関連する規則、手続ならびに計算および調整の方法（もしあれば）の設定および検討に責任を負い、かつユーロ・ストックス50®インデックスの水準を各取引所営業日の間に定期的に（直接または代理人を通して）公表するその他の会社をいう。

「評価日」とは、各変動利払日または変動利息期間におけるその他の利息の支払期日（疑義を避けるために言えば、下記「ユーロ・ストックス50®インデックスの廃止／計算方法の変更」に記載のユーロ・ストックス50®インデックス調整事由の発生による償還、下記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」に記載の早期償還および下記「11 その他」に記載の債務不履行事由の発生による償還に基づく利息の支払期日が含まれる。）に関し、かかる変動利払日またはその他の利息の支払期日の10取引所営業日前の日をいう。評価日が障害日である場合は、評価日はその直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、予定された評価日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合はこの限りでない。かかる場合には、(i)当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず評価日とみなし、また(ii)計算代理人は、各構成株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だったユーロ・ストックス50®インデックスを算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目のユーロ・ストックス50®インデックス終値を決定する。

「市場混乱事由」とは、	(i)(x)当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断するいずれかの構成株式銘柄に関する取引障害が発生もしくは存在していること、(y)当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断するいずれかの構成株式銘柄に関する取引所障害が発生もしくは存在していること、もしくは(z)いずれかの構成株式銘柄に関する早期終了であって、(ii)当該すべての構成株式銘柄のうち、取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在しているものが、ユーロ・ストックス50®インデックスの水準の20%以上を構成していること。 ユーロ・ストックス50®インデックスにつき、いずれかの時点でユーロ・ストックス50®インデックスに関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するにあたり、市場混乱事由がその時点で構成株式銘柄に関して生じている場合、ユーロ・ストックス50®インデックスの水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄がユーロ・ストックス50®インデックスの水準に寄与している部分と(y)包括的なユーロ・ストックス50®インデックスの水準との対比に基づくものとする。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の水準とする。
「関係取引所」とは、	ユーレックスまたはその譲受人もしくは承継取引所をいう。
「予定終了時刻」とは、	取引所または関係取引所ならびに取引所営業日に関し、取引所営業日における取引所または関係取引所の週日の予定終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
「取引所営業日」とは、	(i)スポンサーがユーロ・ストックス50®インデックスの水準を公表し、かつ(ii)関係取引所においてその通常取引セッションにおいて取引が行われる日をいう。
「取引障害」とは、	(i) いずれかの構成株式銘柄について当該構成株式銘柄に関する取引所において、または(ii)関係取引所におけるユーロ・ストックス50®インデックスに関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所その他による取引の停止もしくは課せられた制限をいう。
「当初価格」とは、	条件設定日におけるユーロ・ストックス50®インデックス終値をいう。
「評価価格」とは、	評価日におけるユーロ・ストックス50®インデックス終値をいう。
「評価時刻」とは、	(i) 市場混乱事由が、(x)いずれかの構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる構成株式銘柄の取引所の予定終了時刻をいい、(y)ユーロ・ストックス50®インデックスに関する先物もしくはオプション契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所における取引の終了時刻をいい、(ii)その他のあらゆる状況においては、スポンサーによってユーロ・ストックス50®インデックスの公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

各本債券は、償還期限前に償還または買入消却されない限り、2027年7月12日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額100万円の各本債券につき、以下に従い計算代理人により計算される金額（以下「満期償還金額」という。）にて償還される。満期償還日が営業日にあたらない場合には、翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）を満期償還日とする。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

- (イ) 最終評価日において、それまでにノックイン事由（以下に定義される。）が発生していないと計算代理人がその単独かつ完全な裁量で判定した場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき100万円となる。
- (ロ) 最終評価日において、それまでにノックイン事由が発生し、かつ、最終評価価格が当初価格以上となったと計算代理人がその単独かつ完全な裁量で判定した場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき100万円となる。
- (ハ) 最終評価日において、それまでにノックイン事由が発生し、かつ、最終評価価格が当初価格を下回ったと計算代理人がその単独かつ完全な裁量で判定した場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき以下の算式に従って計算される金額となる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終評価価格}}{\text{当初価格}}$$

ただし、(i) 満期償還金額は1円未満を四捨五入し、(ii) 0円を下回ることはないものとする。

本書中において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

「日中価格」とは、	計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する、取引所営業日における取引セッション（評価時刻を含む。）のいずれかの時点のユーロ・ストックス50®インデックスの公式な水準をいう。
「ノックイン事由」とは、	観察期間中の取引所営業日における日中価格が一度でもノックイン価格（以下に定義される。）と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した場合に発生したとみなされる。
「ノックイン価格」とは、	当初価格の60%に相当するユーロ額（小数第3位を四捨五入する。）をいう。
「観察期間」とは、	条件設定日の直後の取引所営業日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間をいう。
「最終評価日」とは、	満期償還日の10取引所営業日前の日をいう。最終評価日が障害日である場合は、最終評価日はその直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、予定された最終評価日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合には、(i) 当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず最終評価日とみなし、また(ii) 計算代理人は、各構成株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だったユーロ・ストックス50®インデックスを算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目のユーロ・ストックス50®インデックス終値を決定する。
「最終評価価格」とは、	最終評価日におけるユーロ・ストックス50®インデックス終値をいう。

(2) 期限前償還

いずれかの期限前償還判定日において期限前償還判定価格（以下に定義される。）がトリガー価格（以下に定義される。）と等しいかそれを上回ったと計算代理人が決定した場合、本債券は、関連ある期限前償還日において、そのすべて（一部は不可。）が、期限前償還額（以下に定義される。）で期限前償還される。期限前償還日が営業日にあたらない場合には、翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）を期限前償還日とする。

かかる決定後、計算代理人は実務上可能な限り速やかに発行者および財務代理人に対して通知する。その後、財務代理人は実務上可能な限り速やかに下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対して通知する。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「期限前償還判定日」とは、	関連ある各期限前償還日の10取引所営業日前の日をいう。期限前償還判定日が障害日である場合は、当該期限前償還判定日はその直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、予定された期限前償還判定日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合には、(i)当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず期限前償還判定日とみなし、また(ii)計算代理人は、各構成株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だったユーロ・ストック50®インデックスを算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目のユーロ・ストック50®インデックス終値を決定する。
「トリガー価格」とは、	当初価格の105%に相当するユーロ額（小数第3位を四捨五入する。）をいう。
「期限前償還額」とは、	額面金額100万円の各本債券につき100万円をいう。
「期限前償還日」とは、	各変動利払日（満期償還日を除く。）をいう。
「期限前償還判定価格」とは、	期限前償還判定日におけるユーロ・ストック50®インデックス終値をいう。

■ ユーロ・ストック50®インデックスの廃止／計算方法の変更

(i) スポンサーがユーロ・ストック50®インデックスを計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー（かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。）がユーロ・ストック50®インデックスを計算し、公表した場合、または(ii)ユーロ・ストック50®インデックスが、ユーロ・ストック50®インデックスの計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかるユーロ・ストック50®インデックスを承継する指数がユーロ・ストック50®インデックスとみなされる。

(i) スポンサーが、ユーロ・ストック50®インデックスを計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法でユーロ・ストック50®インデックスを著しく変更する（以下「ユーロ・ストック50®インデックス修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合にユーロ・ストック50®インデックスを維持するために必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。）場合、もしくはユーロ・ストック50®インデックスが永久的に廃止され、ユーロ・ストック50®インデックスを承継する指数も存在しない（以下「ユーロ・ストック50®インデックス廃止」という。）場合、または、(ii) スポンサーがユーロ・ストック50®インデックスを計算、公表しない（以下「ユーロ・ストック50®インデックス障害」といい、ユーロ・ストック50®インデックス修正およびユーロ・ストック50®インデックス廃止と併せて、以下「ユーロ・ストック50®インデックス調整事由」という。）場合、発行者は、下記(A)または(B)のいずれかの方法を取ることができる。（ただし、かかる義務を負うものではない。）

(A) 計算代理人に、かかるユーロ・ストック50®インデックス調整事由が本債券の条項に重大な影響を及ぼすか否かを決定するよう要求し、重大な影響を及ぼす場合には、計算代理人は、公表されたユーロ・ストック50®インデックスの代わりに、修正、廃止または障害の直前に有効だったユーロ・ストック50®インデックスの水準を算出するための計算式および方法に従い、かかるユーロ・ストック50®インデックス調整事由の直前のユーロ・ストック50®インデックスを構成した株式銘柄のみを使って計算代理人が決定するユーロ・ストック50®インデックスを使い、ユーロ・ストック50®インデックス水準を計算する。

かかる決定後、計算代理人は実務上可能な限り速やかに発行者および財務代理人に対して通知する。その後、財務代理人は実務上可能な限り速やかに下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対して通知する。

(B) 下記「10 公告の方法」に従い、本債権者に対し通知を行い、本債券のすべて（一部は不可。）を、各本債券につき早期償還金額（下記「(3) 税制変更による期限前償還」において定義する。）で償還する。

■ ユーロ・ストックス50®インデックスの訂正

スポンサーにより公表され、変動利息額、満期償還金額または期限前償還の発生の計算または決定のために用いられるユーロ・ストックス50®インデックスの値が、その後訂正され、その訂正が、当初の公表日直後の取引日までにスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表されたユーロ・ストックス50®インデックスの値に代えて、訂正されたユーロ・ストックス50®インデックスの値を用いる。

■ 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算および相場は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合に通知されたものとみなされる。

計算代理人は、かかる決定および本債券に関連する事項の計算を、決定次第実務上できる限り早く、発行者および財務代理人に通知し、財務代理人は、その後実務上できる限り早く、「10 公告の方法」に従って、本債権者に対し、通知を行う。

■ 免責

ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50®インデックスおよび本債券に関連して使用される関連商標のライセンス供与以外、発行者と何ら関係がない。

ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは以下を行わない。

- ・本債券への出資、宣伝、販売または販売促進
- ・本債券またはその他の証券への投資の推薦
- ・本債券の設定の時期、数量または価格に関する決定につき、義務または責任を負うこと
- ・本債券の管理、運営またはマーケティングにつき、義務または責任を負うこと
- ・ユーロ・ストックス50®インデックスの決定、構成もしくは計算に関し、本債券もしくは本債券の所有者の要求を検討すること、またはかかる検討の義務を負うこと

ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、本債券またはそのパフォーマンスに関し、いかなる保証もせず、過失の有無を問わずいかなる責任も負わない。

ストックス社は、本債券の購入者またはその他いかなる第三者との間でも、何らの契約関係も有していない。

特に以下の責任を負わない。

- ・ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、明示的または暗示的を問わずいかなる保証もせず、以下のいずれについても責任を負わない。
 - ・本債券、本債券の所有者またはその他の者に対し、ユーロ・ストックス50®インデックスおよびユーロ・ストックス50®インデックスに含まれるデータの使用に関してもたらされる結果
 - ・ユーロ・ストックス50®インデックスおよびそのデータの正確性、適時性および完全性
 - ・ユーロ・ストックス50®インデックスおよびそのデータの特定の目的または使用に対する市場性および適切性

・本債券の全般的なパフォーマンス

・ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50®インデックスまたはそのデータのいかなる過誤、脱漏または障害についていかなる保証もせず、何ら責任を負わない。

・いかなる状況にあっても、ストックス社、ドイツ取引所グループまたはそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50®インデックスもしくはそのデータにおける、または本債券全般に関連する、かかる過誤、脱漏または障害の結果生じる逸失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは結果的な損害もしくは損失につき、ストックス社、ドイツ取引所グループまたはそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーが、かかる損害または損失が起こりうることを認識していたとしても、過失の有無を問わず責任を負わない。

発行者とストックス社間のライセンス契約は、本債券の所有者またはその他の第三者の利益のためにではなく、発行者とストックス社の利益のためにのみ締結されている。

発行者、計算代理人およびその他の代理人は、ユーロ・ストックス50®インデックスまたはその承継ユーロ・ストックス50®インデックスの計算、維持または公表につき責任を負わない。ユーロ・ストックス50®インデックスの詳細については、下記「ユーロ・ストックス50®に関する情報」を参照のこと。

ユーロ・ストックス50®に関する情報

■ 概 略

本書に記載されるユーロ・ストックス50®に関するすべての情報は公に入手可能な情報源に依拠している。かかる情報は、当該情報源に記載の通り、本書日付現在のストックス社の方針を反映しているものであり、かかる方針はストックス社の決定によって変更される。かかる情報の正確性および完全性においていかなる表明または保証もなされていない。

ユーロ・ストックス50®インデックスは、ユーロ・ストックス®指数に基づき、ユーロ圏のスーパーセクターの浮動株時価総額上位優良銘柄で構成されている指数である。当該指数は、ユーロ圏の8ヵ国（ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダおよびスペイン）の50の銘柄から構成されている。ユーロ・ストックス50®インデックスは、上場投資信託、先物取引、オプション取引および仕組み商品のような全世界の幅広い投資商品の原資産として、その使用の許諾が金融機関に対して与えられている。

ユーロ・ストックス50®インデックスには3つのタイプ（価格、総売上および純利益）がある。基準値は1991年12月31日現在で1,000である。

■ 構成銘柄の選定および管理

ユーロ・ストックスの地域別のスーパーセクター指数のそれぞれにおいて、銘柄は浮動株時価総額により順位が定められる。上位銘柄から順に、該当するユーロ・ストックス®・トータル・マーケット・インデックス（TMI）スーパーセクター・インデックスの浮動株時価の60パーセント程度がカバーされるようになるまで選定リストに加えられる。次順位の銘柄を加えることにより60パーセントに近づく限り、当該銘柄も選定リストに加えられる。その時点におけるすべてのユーロ・ストックス50®インデックスの銘柄が選定リストに加えられる。その後、選定リスト上のすべての銘柄は、浮動株時価総額で順位が定められ、最終指数選定リストを形成する。選定リスト上の上位の40銘柄は自動的に選定され、残りの10銘柄は、41位から60位の残りの銘柄の中から選抜される。もし銘柄数がそれでも50に達しない場合、残りの銘柄のうちの上位の銘柄から、50に達するまで選定される。

ユーロ・ストックス50®インデックスには、親指数であるユーロ・ストックス®指数の最低流動性基準が適用される。ユーロ・ストックス50®インデックスの構成銘柄は、毎年9月に再検討されている。再検討の基準日は8月の最終取引日である。

浮動株時価総額比率ファクター：構成銘柄は3ヵ月毎に上限浮動株時価総額比率10パーセントに制限されている。

銘柄の入替え：銘柄数を一定に保つために、削除される銘柄は、直ちに毎月更新される最新の選定リストに基づき入れ替えられる。

速やかな削除：構成銘柄はその適格性を確保するために、毎月継続して各月の選定リストの順位に基づいてあらゆる変更につきチェックされている。それにより生じた変更については、当該再検討の5取引日後の日の終了時に実施され、その直後の取引日に効力が発生する。

速やかな組入れ：直近の選定リストのすべての銘柄および新規株式公開されている銘柄は、速やかな追加のため3ヵ月毎に再検討される。銘柄が組み入れられる場合は、インデックス内の最下位の銘柄と入れ替えられる。

ユーロ・ストックス50®インデックスを構成する現行の銘柄リストはストックス社のウェブサイト(現在はwww.stoxx.com)において公表されている。ストックス社のウェブサイトに含まれている情報は本書に参照されておらず、また本書の一部を構成するものではない。

ユーロ・ストックス50®インデックスの計算に使用される各構成銘柄の浮動株要因は、3ヵ月毎に再検討され、その実施は3ヵ月毎の再検討日になされている。

■ ユーロ・ストックス50®インデックスの計算方法

ユーロ・ストックス50®インデックスは「ラスパイレ算式」を使用して計算されており、構成銘柄の価格変動額の固定基準重量に対する比率を計算するものである。当該インデックスの固有の除数は、企業活動に由来する変化を受けてもユーロ・ストックス50®インデックスの価値の継続性を保つように調整されている。

■ ストックス社との間のライセンス契約

アレンジャーは、ストックス社との間で締結した契約に基づき、本債券に関して、ストックス社が所有し公表するユーロ・ストックス50®インデックスにつき、対価を支払って使用する非独占的ライセンスおよび権限を付与されている。また、ストックス社は、発行者に対して、本債券に関してユーロ・ストックス50®インデックスを使用することを許諾している。

■ ユーロ・ストックス50®インデックスの過去の推移

下記のグラフは、2012年6月22日から2022年6月24日までの期間におけるユーロ・ストックス50®インデックス終値を週単位で表したものである。ユーロ・ストックス50®インデックス終値の過去の推移はユーロ・ストックス50®インデックスの将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。



2022年6月28日現在、ユーロ・ストックス50®インデックスの終値は、3,549.29ユーロであった。

(3) 税制変更による期限前償還

(i) フィンランド共和国(以下「フィンランド」という。)、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に

生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い — (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合、

- (ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知）（取消不能とする。）を行うことにより、
 - (a) 本債券の早期償還金額に当該償還日までの経過利息を付して未償還債券の全部（一部は不可）を償還することができ（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。（ただし、変動利率で利息が付される債券の場合を除く。））、または
 - (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、本債券の期日どおりに支払を適式に行う債務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」に引き受けさせることができる。

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」とするとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

「早期償還金額」とは、裏付けとなる、および／または関連するヘッジもしくは資金調達取組み（本債券における発行者の義務をヘッジするためのオプション取引（エクイティ・オプションまたは通貨オプション）を含むがそれらに限られない。）の解約に関する発行者の合理的な費用および経費を十分に考慮して調整された、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で当該早期償還の直前の本債券の公正市場価値として決定する円貨額をいう。

(4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

(5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー (Citibank Europe plc)

アイルランド ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1
(1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland)

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い — (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

5【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々修正および／または補足および／または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（以下に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（以下に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時にまたはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を当該通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法 — (3) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更、または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元金、償還金額等に関するいっさいの支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

- (i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。
- (ii) 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは（場合により）保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収（以下に定義される。）を免除された支払を受けることができない場合、発行者または（場合により）保証者は、合衆国内国歳入法第1471条から第1474条までの規則（もしくは改正後の規定もしくは承継する規定）により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に関連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている（以下「FATCA源泉徴収」という。）。発行者または（場合により）保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるFATCA源泉徴収に関し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、いっさいの支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

- (ii) 本債券の利息は、一般的に利子所得として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、イングランド法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が、本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所で行うことを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1 (Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James's Square, London SW1Y 4LB) に所在するヴィストラ・トラスト・カンパニー・リミテッド (Vistra Trust Company Limited) または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうことに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。

- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他(2)」に記載されたユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）、クリアストリーム・バンキング・エス・エイ（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）およびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または1回以上掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11【その他】

- (1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。
- (i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
- (ii) 発行者または保証者が上記（i）に記載した支払以外に本債券に規定したその他の約束の履行を怠り、かつ本債権者が当該不履行の治癒を発行者または保証者に要求する旨、財務代理人に対し書面により通知した日から90日間当該不履行が継続している場合。
- (iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。
- (iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
- (v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

- (2) 本債券の発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならない場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

(3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- (ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- (iii) 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらない場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、(a)固定利息の利札については、欠缺利札額面額をかかるとの欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払期日の5年後の遅い方まで、支払われる。また、(b)変動利息の利札については、当該確定債券に関連ある期限未到来の利札（当該確定債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

(4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。

(5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

(6) ベイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ受諾し、また以下に制約されることについて承知し、受諾し、同意しかつ合意する。

- (i) 関連破綻処理当局による、いかなるベイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下のいずれかまたはそれらの組合せを含み、また結果としてこれらを招来することがあるが、それらに限定されない。

- (イ) 本債券についての該当金額（以下に定義される。）の全部または一部の削減
- (ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与（本債券の要項の改定、変更または改変の手段によるものを含む。）
- (ハ) 本債券または本債券についての該当金額の消却
- (ニ) 本債券の満期日の改定もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の改定（一時的な支払の停止を含む。）
- (ii) 関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の改変

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ペイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、（i）BRRD（以下に定義される。）の移行またはSRM規制（以下に定義される。）の適用および（ii）BRRDもしくはSRM規制の下で構築される手段、規則および基準に関し、発行者（もしくは発行者の関係者）の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ペイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の社内上級法律顧問であるハンヌ・ペッカ・ユリモンモ(Hannu-Pekka Ylimommo)氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 訂正発行登録書および発行登録追補書類中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

本債券の名称、発行者の名称およびロゴならびに売出人の一部または全部の名称が発行登録目論見書の表紙に記載される。

さらに発行登録目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「本債券の満期償還金額および償還時期は、ユーロ・ストックス50®インデックスの変動により影響を受けることがあります。また、本債券の2023年1月12日以降の利払日に適用される利率についても、ユーロ・ストックス50®インデックスの変動により差異が生じます（「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」をご参照ください。）。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。」

「(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。」

さらに、発行登録の「これまでの売出実績」として、本訂正発行登録書提出時点で提出されている発行登録追補書類の実績（発行登録追補書類番号4ー外債1ー1から同4ー外債1ー36まで）が、発行登録目論見書の「表紙」と題するページの「発行登録書の内容」の見出しと「縦覧に供する場所」の見出しの間に掲載される。

＜本債券以外の債券に関する情報＞

さらに、本債券に関し、以下の記載が、発行登録書の「第二部 参照情報」の本文の後に追加・挿入される。

＜フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2027年7月12日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50®連動デジタルクーポン 円建債券に関する情報＞

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、各変動利払日に支払われる利息額、期限前償還の有無および満期償還金額がユーロ・ストックス50®インデックスの水準により決定されるため、ユーロ・ストックス50®インデックスについての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

ユーロ・ストックス50®インデックスの過去の推移（終値ベース）

（単位：ユーロ）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
	最高	3,697.40	3,672.29	3,782.27	3,865.18	4,401.49	
	最低	3,230.68	2,937.36	2,954.66	2,385.82	3,481.44	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月	2022年 1月	2022年 2月	2022年 3月	2022年 4月	2022年 5月	2022年 6月
	最高	4,392.15	4,224.45	4,002.18	3,951.12	3,841.62	3,838.42
	最低	4,054.36	3,829.29	3,505.29	3,721.36	3,526.86	3,427.91

ただし、2022年6月は6月28日まで。

出典：ブルームバーグ・エルピー

ユーロ・ストックス50®インデックス終値の過去の推移はユーロ・ストックス50®インデックスの将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。